

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 景観まちづくりの考え方

本計画で掲げた景観形成の目標や景観施策は、次のような考え方に基づいて推進します。

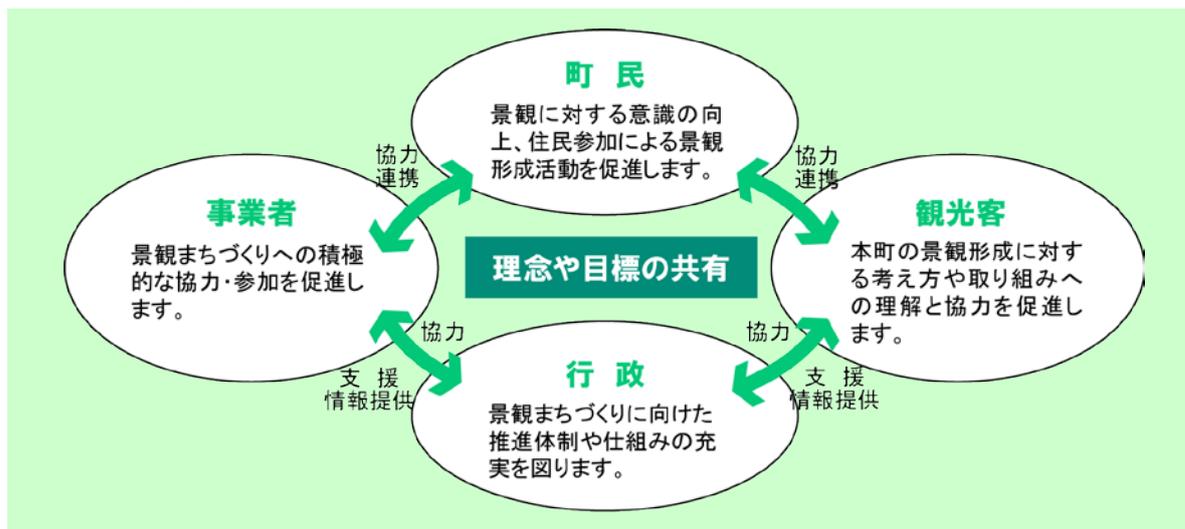
**町民、観光客、事業者、行政など、  
多様な人々の協働による「景観まちづくり」を推進します。**

良好な景観を形成していくためには、行政をはじめ、町民や観光客等の来訪者、道路や建物等をつくる事業者など、多くの人々の理解と協力がなければ実現できません。

一人一人が富士河口湖町の財産である景観の価値や魅力を改めて認識するとともに、本計画に掲げた景観形成の理念や目標を共有したうえで、お互いの役割を認め合い、できることから一步一步着実に進めて行くことが必要です。

わが国が誇る富士山の眺望、美しい自然景勝地、先人から受け継いだ地域固有の風景を守り、より美しく生き生きとしたものに育てていくため、町民、観光客、事業者、行政など、多様な人々の協働による「景観まちづくり」を推進していきます。

#### ■協働による景観まちづくりの考え方



#### ■町民、観光客、事業者、行政の役割

##### ■町民は……

町民は、景観形成の主役です。景観に対して理解を深めるとともに、町民一人一人が自分たちの住む地域をもう一度見直し、景観に配慮した住まいづくりや暮らし方など、自らできることを自発的に進めていけるよう、町民主体による景観形成活動を積極的に促進します。

##### ■観光客は……

本町には、一般観光客のほか、別荘等の二地域居住者、イベントやスポーツ活動など、多様な目的をもった人々が年間を通じて数多く訪れています。こうした来訪者についても、本町の景観形成に対する考え方や取り組みについての理解と協力を積極的に促していきます。

##### ■事業者は……

道路等の公共施設や建物の建設に係わる事業者、工業や商業、林業、レジャー等に係わる事業者などは、経済活動を通じて直接的・間接的に景観形成に関与しています。

事業者も景観形成の重要な担い手であり、本町が取り組む景観形成への積極的な参画・協力を促していきます。

##### ■行政は……

「景観計画」に基づき、良好な景観形成に向けた施策の推進を図ります。また、協働による景観まちづくりを積極的に推進していくため、景観に関する啓発活動、情報提供、町民の景観形成活動に対する支援、行政の推進体制等の充実を図ります。

■協働による景観まちづくりの推進体制について

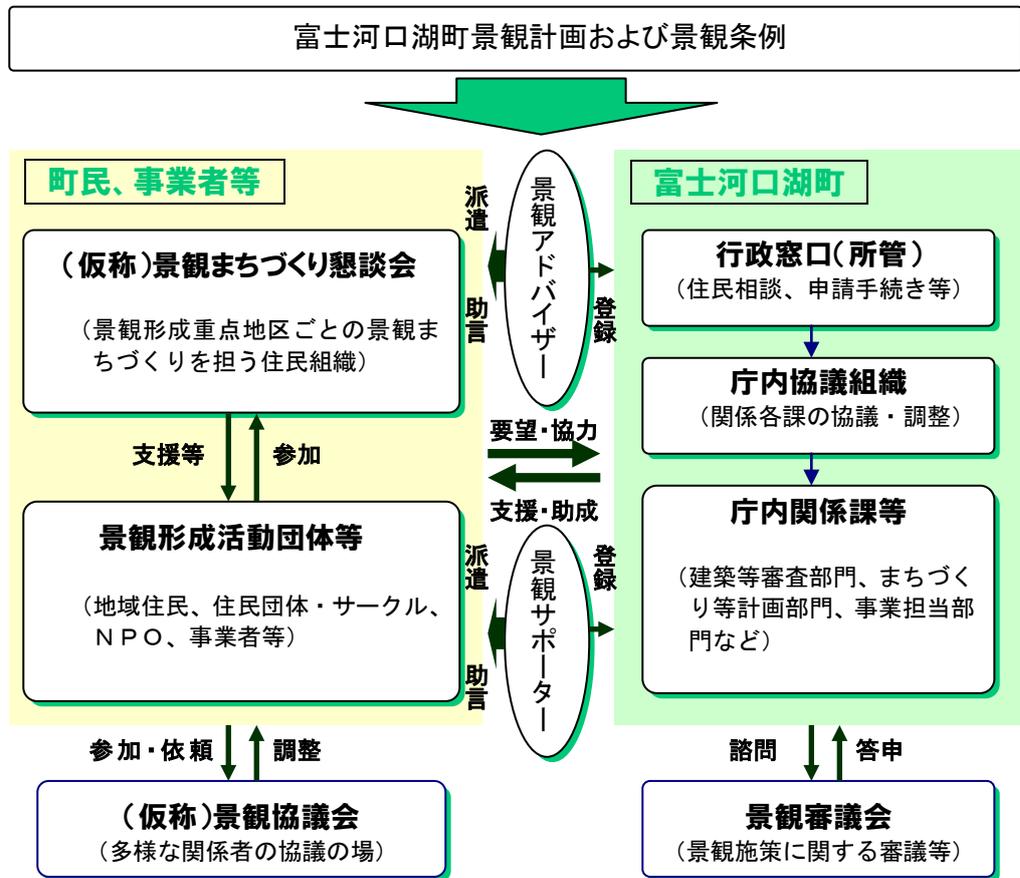
今後の良好な景観形成を図るため、本町では、次のような町民、事業者等と行政の協働体制を確立し、相互の適切な役割分担と協力により、景観まちづくりの推進を図ります。

■町民や事業者等は…

- ・景観形成重点地区\*ごとの住民組織である「(仮称)景観まちづくり懇談会」と「景観形成活動団体」を中心に、景観形成に取り組みます。
- ・必要に応じて、「景観アドバイザー」や「景観サポーター」の派遣を依頼し、助言や指導を受けます。
- ・景観まちづくりに際して、問題や課題が生じた場合は、「(仮称)景観協議会」において、関係者の中で協議・調整を図るものとします。
- ・将来的には、複数の「(仮称)景観まちづくり懇談会」のメンバーが、それぞれの景観形成重点地区の枠組みを越えて話し合いができる場として、行政地区ごとの住民組織や全町的な住民組織の設置も検討していきます。

■行政は…

- ・町民や事業者等に対する相談や情報提供、建築物等の行為の届出手続き等を所管する「行政窓口(所管)」と、景観行政に関する連絡・協議・調整を行う場として、関係各課で構成される横断的な「庁内協議組織」を中心に、景観行政を推進します。
- ・「景観審議会」では、景観計画の策定および変更、景観条例の変更、景観重要建造物・樹木や景観重要公共施設の指定、建築物等の行為に係わる勧告や命令など本町の景観行政に関わる事項を審議します。

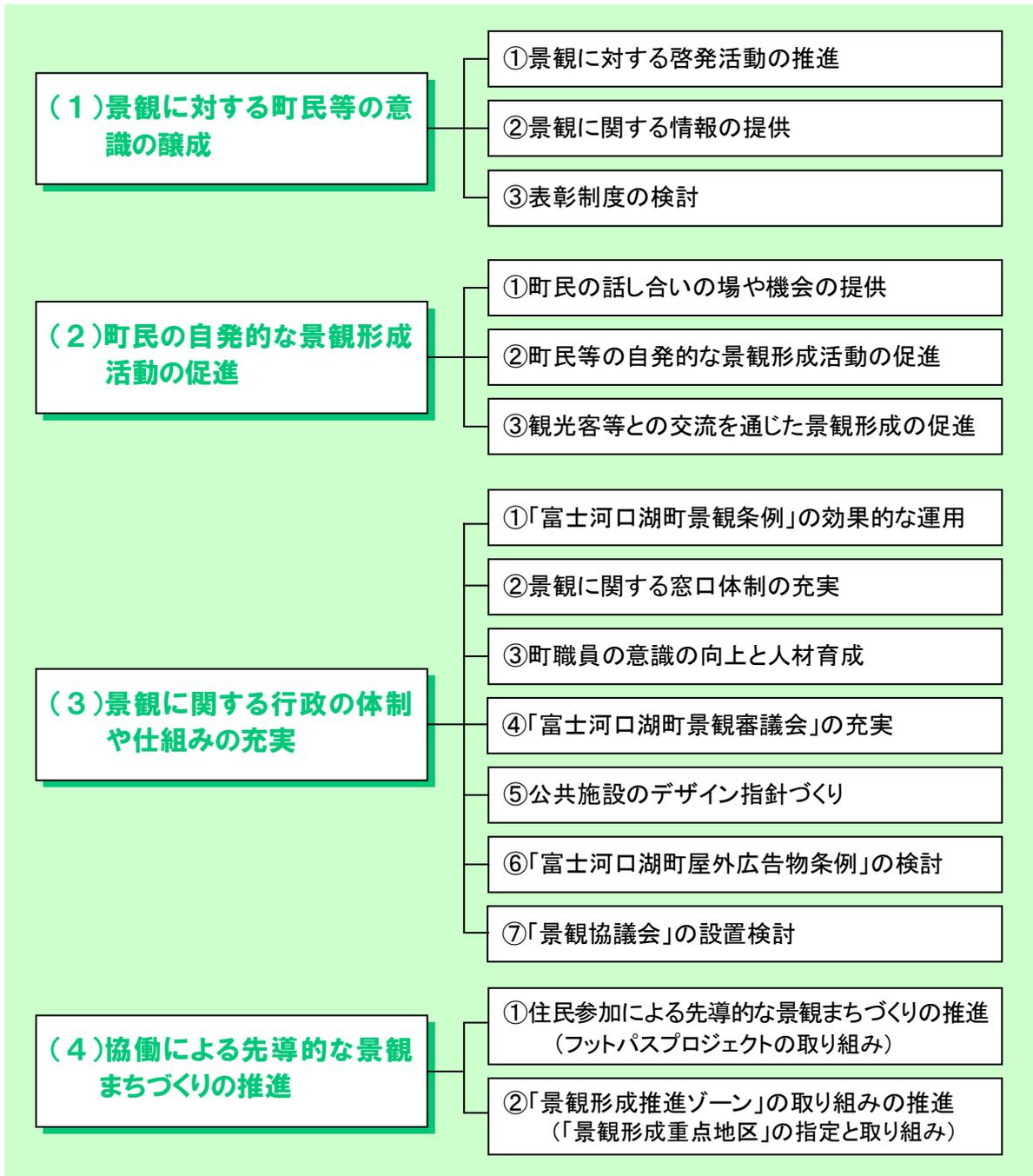


注) \* 景観形成重点地区については、本章②-(4)-②「景観形成推進ゾーン」の取り組みの推進を参照下さい。

## 2 計画の推進に向けた施策

「富士河口湖町景観計画」の推進に向け、次のような施策の取り組みを図ります。

### ■計画の推進に向けた施策の体系



## (1) 景観に対する町民等の意識の醸成

### ①景観に対する啓発活動の推進

本町の景観の魅力や景観形成に対する考え方を多くの町民や観光客、事業者等に知ってもらい、景観に対する理解と関心を深めていくために、次のような啓発活動を促進します。

#### <主な啓発活動(例)>

- 「富士河口湖町景観計画」のPR用リーフレットの作成
- 「(仮称)富士河口湖町百景」の選定(公募による選定、観光PRへの活用など)
- 景観コンクールの実施
- 景観まちづくりに関するシンポジウム・講演会等の開催
- まち歩きイベントや景観懇談会等の開催、景観マップの作成
- 山梨フィルムコミッションの活用(映画やTVドラマのロケ地など) など

### ②景観に関する情報の提供

本町の景観に関する情報を町民・観光客、事業者等が気軽に入手できるよう、富士河口湖町のホームページに景観専用のウェブサイトを開設するなどして、情報の提供を図ります。

#### <主なコンテンツ(例)>

- 本町の景観の紹介に関すること(景観マップ、特徴的な風景、景観資源など)
- 景観の行政窓口に関すること
- 「富士河口湖町景観計画」や「富士河口湖町景観条例」に関すること
- 建築物等の届出手続き、景観形成基準に関すること
- 景観形成活動の支援に関すること
- 町内の景観形成に携わる団体やサークルの活動に関すること など

### ③表彰制度の検討

「景観コンクール」の取り組みと併せ、町内において、景観形成に寄与していると認められる町民や事業者等の優れた取り組み(住民等の景観形成活動、景観に配慮された建築物や工作物、屋外広告物、まちかど花壇、庭先の花植え、生け垣など)に対する「(仮称)景観表彰制度」を創設します。

また、その選定や表彰にあたっては、町民を主体とした審査委員会を設置するなど、住民参加による評価の仕組みについて検討します。



・まちかど花壇(船津地区)



・イチイの生垣(勝山地区)



・沿道の花植え(河口地区)



・沿道の花植え(西湖地区)

## (2) 町民の自発的な景観形成活動の促進

### ①町民の話し合いの場や機会の提供

本計画の策定にあたっては、平成17年4月から平成18年2月にかけて、地区別の住民ワークショップを開催しました。

また、本町では、船津地区、大嵐地区、河口地区をはじめ、町内のいくつかの地区では、まちづくりに関する住民懇談会（ワークショップ）が開催されるなど、住民参加によるまちづくりの活動が少しずつ広がっています。

住民参加による景観まちづくりを推進するため、こうした住民懇談会やワークショップの開催、地区ごとの住民組織など、町民が景観形成やまちづくりに対して自由に話し合える場や機会の提供を積極的に図ります。



・大嵐地区でのまちづくり住民懇談会



・船津地区での住民によるまちづくり検討会



・河口地区での景観まちづくりワークショップ

### ②町民等の自発的な景観形成活動の促進

町内では、花植えや植樹活動、オープンガーデン、草刈り、湖岸や青木ヶ原樹海、道路や水路等の清掃美化活動など、景観形成に関わる様々な活動が行われています。

良好な景観形成を図るためには、こうした町民等による草の根的な活動の小さな芽を伸ばし、活動の輪を広げていくことが重要です。

今後、地域住民、ボランティア団体やサークル、企業、NPOなどは、景観形成に大きな役割を果たしていくことが期待されており、こうした主体による自発的な景観形成活動の育成や支援を図るため、次のような取り組みを促進します。



・地域住民による寺川の清掃活動



・地域住民による花植え活動

### ■「(仮称)景観まちづくり懇談会」設置の促進

良好な景観形成に向けて話し合いや景観まちづくりを行う景観形成重点地区ごとの住民組織として、地域住民をはじめ、ボランティア団体やサークル、事業者、NPO等で構成される「(仮称)景観まちづくり懇談会」の設置を促進します。

### ■富士河口湖町景観形成活動団体認定制度の活用

本町では、町内で景観形成活動に関わる一定の要件を満たす団体等については、富士河口湖町景観条例に基づき、「景観形成活動団体」として認定・登録する制度が設置されており、積極的な活用を図ります。

### ■景観アドバイザー制度の活用

「景観形成推進ゾーン」をはじめ、これから取り組みを行う地域住民の自発的な景観まちづくりに対して、専門家を派遣する「山梨県景観アドバイザー制度」の積極的な活用を図るとともに、将来的には、必要に応じて本町独自の「景観アドバイザー制度」の創設を検討します。

### ■景観サポーターの登録制度の検討

景観まちづくりの促進を図るため、景観に対して知識、ノウハウをもつ町民や事業者等を地域におけるリーダーとして登用する「(仮称)景観サポーター登録制度」の創設を検討します。

### ■景観に関わるルールづくりの促進

地域景観と調和した良好なまち並み景観を形成していくためには、土地の使い方、建物の建て方、生け垣のつくり方などに対して、地域の特性に応じた一定のルールが必要です。

景観に係るルールとしては、景観法に基づく「景観協定」をはじめ、その他の法に基づく「地区計画」や「緑地協定」、「建築協定」、住民同士で任意に定める「まちなみ協定」などがありますが、こうしたルールづくりを促進します。

## ③観光客等との交流を通じた景観形成の促進

町内では、年間を通じて自然や花とのふれあい、スポーツ、観光農業、釣りなど、様々な観光交流イベントが行われています。

今後も、こうした観光交流イベントに加え、農業体験、創作体験、環境学習、グリーンツーリズム、エコツーリズムなどの地域交流の促進を図りながら、交流を通じて景観への理解を深め、本町の景観形成への参加と協力を促していきます。



・富士御室浅間神社の流鏝馬



・西湖日刊スポーツ・サイクルグランプリ



・精進湖のカヌー大会

### (3) 景観に関する行政の体制や仕組みの充実

#### ①「富士河口湖町景観条例」の効果的な運用

本町では、景観計画の策定に先駆け、平成 21 年 8 月に「富士河口湖町景観条例」を制定し、平成 24 年 12 月に全面改正しましたが、今後は本計画と併せ、良好な景観形成に向けた効果的な運用を図っていきます。

なお、今後とも景観計画との整合を図るため、必要に応じて適宜条例の一部見直しを検討します。

#### ②景観に関する窓口体制の充実

景観を担当する専門部署（係）の設置を行うとともに、町民や事業者等に対する相談や情報提供の窓口の充実を図ります。また、景観行政に関する連絡・協議・調整を行う場として、関係各課で構成される横断的な協議組織の設置を検討します。

#### ③町職員の意識の向上と人材育成

景観行政を担う町職員の意識の向上や人材の育成を図るため、景観セミナー等の職員研修の充実、地域の景観まちづくりに対する職員の参加などを推進します。

#### ④「富士河口湖町景観審議会」の充実

「景観審議会」とは、学識経験者、町民、各種団体、行政等で構成し、景観計画の策定および変更、景観条例の変更、景観重要建造物・樹木や景観重要公共施設の指定、建築物等の行為に関する勧告や命令など、本町の景観行政に関わる事項を審議する組織です。

本町では、「富士河口湖町景観条例」に基づき平成 23 年 1 月に設置されていますが、今後とも、審議会の組織や運営体制、仕組みの充実に努めます。

#### ⑤公共施設のデザイン指針づくり

公共建築物や道路、公園、河川等の公共施設は、地域の景観を先導する役割を有しています。本町では、既に「富士河口湖町サイン計画」を策定し、公共施設における統一感のあるサインの計画的な整備・誘導を進めています。

今後は、公共建築物、道路、公園、河川等の公共施設の整備計画や設計に際して、施設の形態・意匠、色彩、素材など、景観上留意すべき事項を定め、行政や事業者の共通の指針となる「(仮称)富士河口湖町公共施設デザインガイドライン」を作成し、これに基づいた公共施設整備を推進します。

#### ⑥「富士河口湖町屋外広告物条例」の検討

現在、本町における屋外広告物等の表示または掲出物件の設置に関する行為については、「山梨県屋外広告物条例」(平成 17 年 7 月 1 日改正・施行)に基づき、許可地域と禁止地域を設け、規制・誘導を行っていますが、ルールが徹底されていないという状況もみられます。

このため、当面は県条例の周知と適切な運用により、屋外広告物等に対する規制誘導を図っていくものとしませんが、一定の実績を積み上げてから、必要に応じて本町独自の屋外広告物条例の制定を検討します。

#### ⑦「景観協議会」の設置検討

「景観協議会」とは、地域の景観についての課題を解決しようとする際に、関係者が一同に会して協議する場として位置づけられた組織です。

本町では、今後、景観形成重点地区や景観重要公共施設等の整備を図る際に、必要に応じて、富士河口湖町や公共施設管理者をはじめ、公益事業者（バス、電気等）、住民活動団体、各種関係団体（商工会、観光団体、農業団体等）などで構成される「(仮称)富士河口湖町景観協議会」の設置を検討します。

## (4) 協働による先導的な景観まちづくりの推進

### ①住民参加による先導的な景観まちづくりの推進

協働による景観まちづくりの促進を図っていくためには、町民誰もがわかりやすく、かつ楽しみながら参加でき、その活動の成果が目に見える形にしていくことが大切です。

このため、本町では協働による先導的な景観まちづくりを位置づけ、積極的な推進を図ります。その最初の取り組みとして、次のような「(仮称) 富士河口湖町フットパスプロジェクト」の促進を図ります。

#### ■(仮称)富士河口湖町フットパスプロジェクト

本町では、河口湖畔のウォーキングトレイルをはじめ、東海自然歩道などの遊歩道、ぐるり富士山ロングトレイルルートなどがあり、多くの町民や観光客、スポーツ愛好家などに親しまれています。また、町内では、エコツーリズム、ウォークラリーなど、各種団体の主催による様々な「まち歩きイベント」も行われています。

このようなまち歩きは、地域の魅力を再認識し、景観に対する意識を高めていく上でも効果的であり、また、観光への波及効果も期待されます。

こうしたことから、住民参加による先導的な景観まちづくりとして、次のような「(仮称) 富士河口湖町フットパスプロジェクト」の促進を図ります。

#### ■フットパスプロジェクトの概要

- プロジェクトの実行委員会（または運営協議会）の設置（町民、団体、NPO、町などから構成）
- 「(仮称) 地域の魅力再発見まち歩きイベント」の開催
- ワークショップ等による計画の検討（フットパスルートの選定、整備方針および景観形成方針、景観マップの作成など）
- 「社会資本整備総合交付金事業」等を活用したフットパスの整備（ポケットパーク、サイン、駐車場・駐輪場、トイレ、植樹・花植えなど）
- フットパスガイドの育成 など

#### ■河口湖畔の遊歩道・ウォーキングトレイル



・河口地区の湖畔遊歩道



・勝山地区の湖畔遊歩道

注) \*フットパスとは、イギリスを発祥とする“森林や田園地帯、古いまち並みなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩く（Foot）ことができる小径（Path）のことです。近年、日本においてもさまざまな地域において、各々の特徴を活かした魅力的なフットパスが整備されてきており、県内では甲州市勝沼フットパスが人気を博しています。

## ②「景観形成推進ゾーン」の取り組みの推進

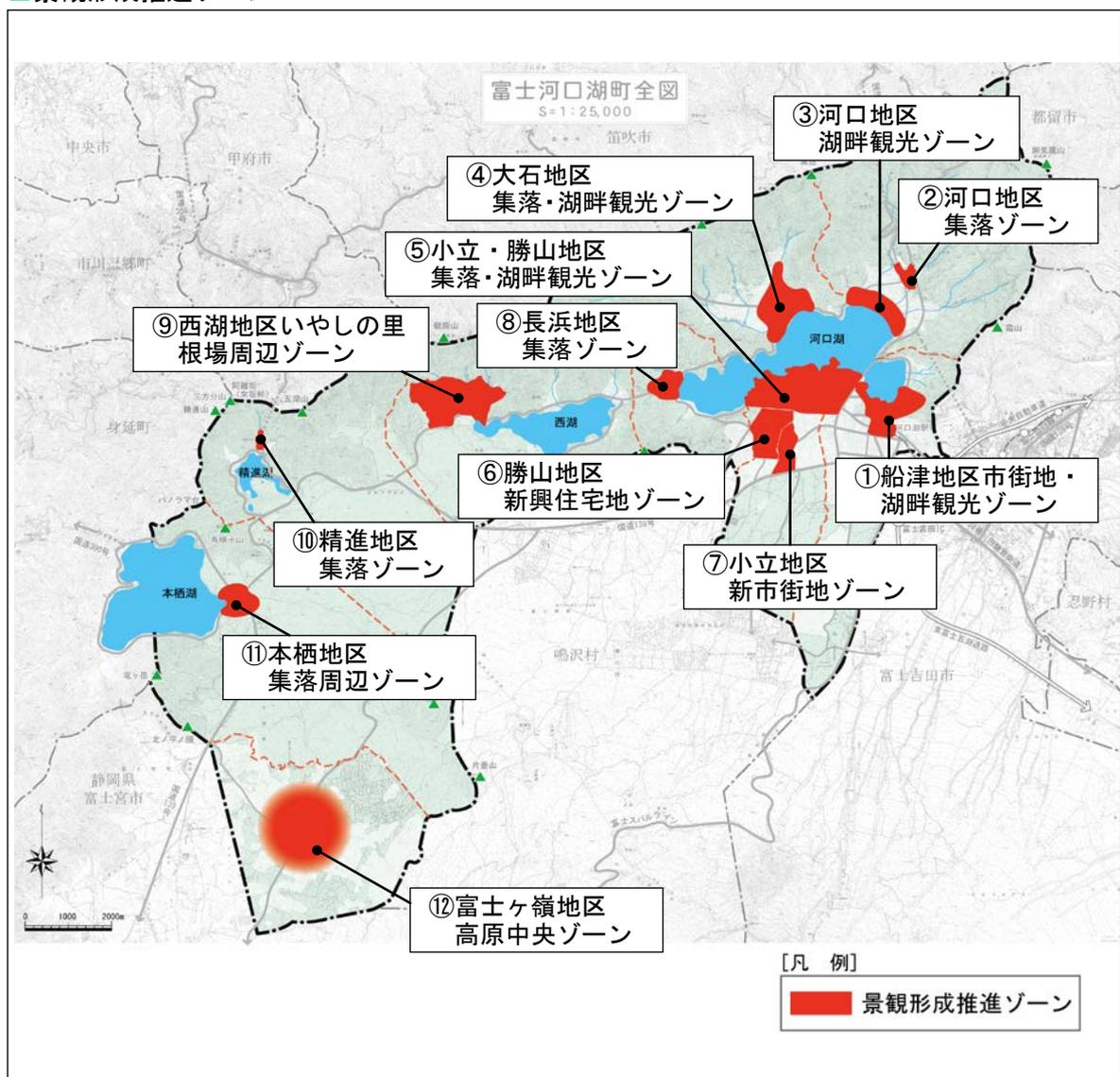
### ■「景観形成重点地区」の指定と積極的な景観形成の推進

本計画では、良好な景観形成を重点的に推進すべきところとして12箇所の「景観形成推進ゾーン」\*を選定しています。この「景観形成推進ゾーン」では、ゾーンごとの景観形成方針や景観形成基準の検討といった取り組みに対し、適切な支援を行い、良好な景観形成を積極的に推進します。また、住民等の合意形成が図られた段階で、富士河口湖町景観条例に基づいて「景観形成重点地区」に順次指定していきます。

「景観形成重点地区」では、住民や事業者等の合意形成に基づき、地区独自の景観形成基準に基づく適切な誘導をはじめ、景観形成に係わる諸制度の活用等により、重点的に景観形成を推進していきます。

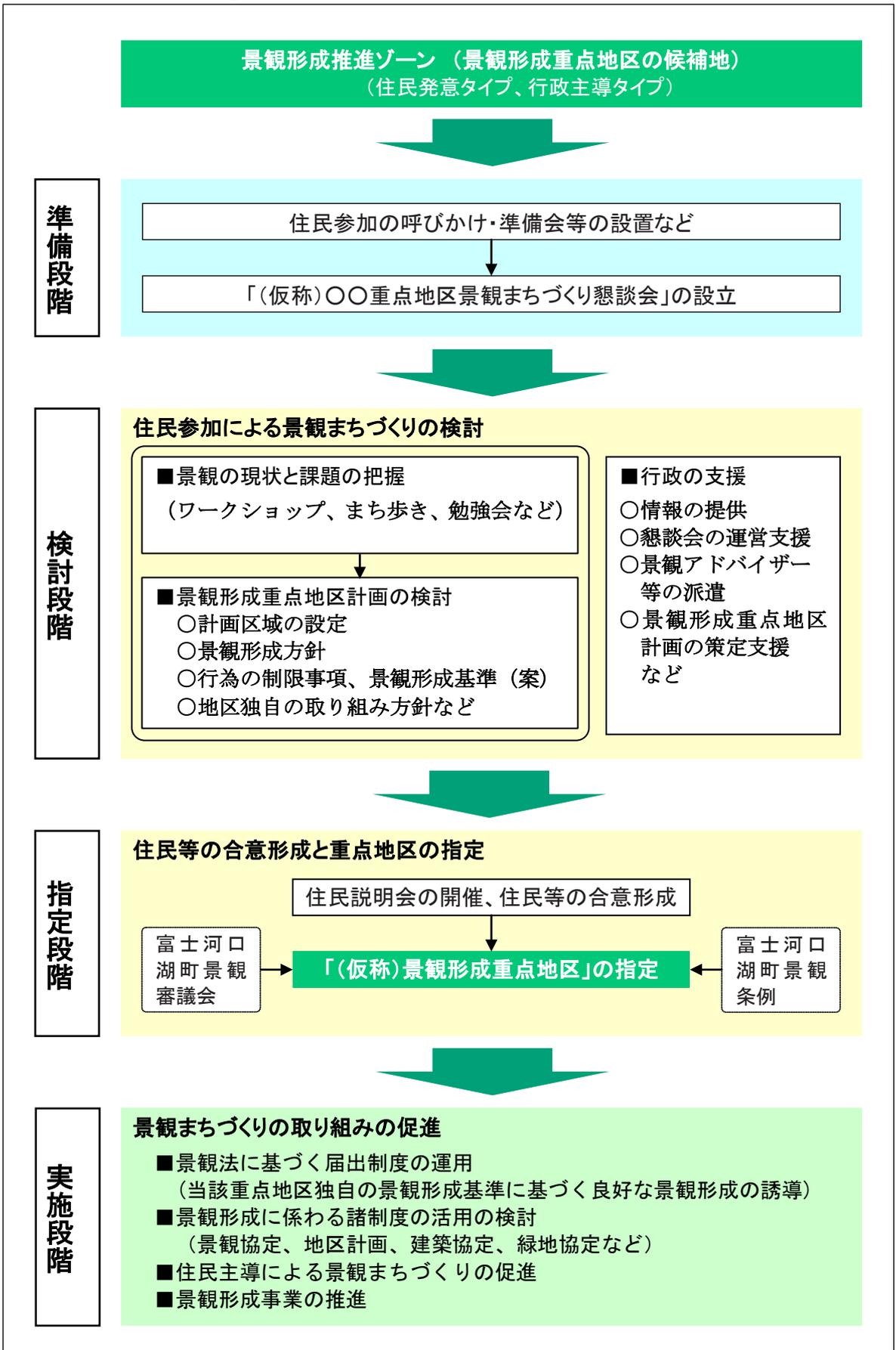
さらに、取り組みの熟度・地域特性や地区の景観形成方針によっては、将来的に景観法に基づく景観地区や準景観地区等の指定についても検討していきます。

### ■景観形成推進ゾーン



注) \* 景観形成推進ゾーンは、選定された12ゾーンに限らず、今後、地域の要請により追加していくものとします。景観形成推進ゾーンについては、第2章-⑤景観形成推進ゾーンの方針を参照下さい。

■「景観形成推進ゾーン」の取り組みの流れ



注) \* 景観形成重点地区は、将来的には景観法に基づく景観地区（都市計画区域内）や準景観地区（都市計画区域外）の指定についても検討していきます。

### 3 景観施策の段階的な推進

本計画の策定と改正された景観条例により、本町の本格的な景観形成の取り組みがスタートすることになります。しかし、本章で掲げた各種の推進施策が本格的に動き出すまでは一定の期間が必要であり、試行錯誤を伴うことも予想されます。

本章で取り上げた推進施策については、既に取り組みが行われているもの、直ちに取り組みが可能なものから、実施するまでに多くの検討期間を要するものまで、多岐にわたっています。

計画の実現を着実に進めていくためには、無理のないよう一步一步施策を実行し、その成果を積み上げていくことが重要です。

こうした考え方にに基づき、本町では以下に示すような段階的な施策の推進を図っていきます。

#### ■計画の段階的な推進

推進施策の方針	I 期 (概ね3年以内に着手)	II 期 (概ね5年以内に着手)	III 期 (概ね10年以内に着手)
町民等の意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観計画リーフレットの作成・普及</li> <li>●景観シンポジウム・講演会等の開催</li> <li>●表彰制度の普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●(仮称)富士河口湖町百景の選定</li> <li>●まち歩きイベントや景観懇談会等の開催</li> <li>●景観マップの作成</li> <li>●景観コンクールの実施</li> <li>●景観専用ホームページの開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●山梨フィルムコミッションの活用</li> </ul>
自発的な景観形成活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観形成活動団体の認定・登録の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●(仮称)景観まちづくり懇談会の設置検討</li> <li>●景観アドバイザー制度の活用</li> <li>●景観サポーターの登録制度の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観に関わるルールづくりの推進 (地区計画、景観協定、緑地協定、建築協定など)</li> </ul>
行政の体制や仕組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観条例の運用</li> <li>●行政窓口の設置</li> <li>●景観審議会の運用・充実</li> <li>●町職員の意識の向上と人材育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共施設のデザイン指針づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●富士河口湖町屋外広告物条例の検討</li> <li>●景観協議会の設置検討</li> </ul>
先導的な景観まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観重要公共施設の指定</li> <li>●景観形成推進ゾーンの取り組みの推進</li> <li>●(仮称)富士河口湖町フットパスプロジェクト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観重要建造物・景観重要樹木の指定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●(仮称)眺望景観形成方針の作成</li> </ul>